

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 木村 博和

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（依頼）

日頃から、本市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省から「麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

1 医療機関における対応

- (1) 麻しんを疑った場合には、検体採取・診察を終える前に最寄りの福祉保健センター健康づくり係へ御連絡をお願いいたします。  
その際、海外渡航歴、国内旅行歴、麻しんの罹患歴及び予防接種歴などを御確認いただき、情報提供をお願いいたします。
- (2) 麻しんの臨床診断をした場合は、直ちに発生届を御提出ください。
- (3) 診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、横浜市衛生研究所等でのウイルス学的検査（PCR）の実施のため、福祉保健センター健康づくり係の求めに応じて検体の提出をお願いいたします。
- (4) 麻しんの感染力の強さに鑑みた、院内感染予防対策をお願いいたします。

2 添付資料

- (1) 麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）  
（令和 8 年 2 月 13 日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課）
- (2) 「麻しん（はしか）は世界で流行している感染症です」（厚生労働省）
- (3) 「帰国後 2 週間程度は麻しん発症の可能性を考慮し健康状態に注意してください」（厚生労働省）
- (4) 横浜市における 麻しん風しん検査診断の実施について  
（令和 7 年 6 月 横浜市 医療局健康安全課）
- (5) 横浜市区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係連絡先一覧

担 当：横浜市医療局健康安全課  
電 話：045-671-2463 FAX：045-664-7296  
E-mail：[ir-kenkoukiki@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-kenkoukiki@city.yokohama.lg.jp)

事 務 連 絡  
令 和 8 年 2 月 13 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
特 別 区 }

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予 防 接 種 課

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において5類感染症に位置付けられており、同法第12条の規定に基づき、麻しんの患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることが義務付けられています。

現在、海外における麻しんの流行が報告されており、インドネシアをはじめとする諸外国を推定感染地域とする輸入事例の報告が増加しております<sup>\*1</sup>。

今後、輸入事例の更なる増加や、国内におけるイベントや不特定多数が集まる施設等のマス・ギャザリング環境を契機とした国内感染伝播の発生が懸念されます。

つきましては、貴自治体におかれては、下記のとおり、貴自治体管内の保健所及び医療機関等や海外渡航者に対し、注意喚起を行っていただくとともに、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号。以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく対応の徹底をお願いいたします。また、麻しんの臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時には、下記の連絡先を確認いただき、自治体より厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 応用疫学研究センターへの一報をお願い申し上げます。

なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出していることを申し添えます。

（※1）感染症発生動向調査（IDWR）速報グラフ | 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト [麻疹 発生動向調査](#) | [国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト](#)

## 記

### 第一 自治体における対応

- 1 積極的疫学調査や検査の徹底を含め、特定感染症予防指針に基づく対応の徹底を行うこと。
- 2 保健所においては、「麻疹発生時対応ガイドライン第二版：暫定改訂版」を参考に、積極的疫学調査を実施すること。  
[https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/guideline02\\_20160603.pdf](https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/guideline02_20160603.pdf)
- 3 臨床診断例などの疑い例については、特定感染症予防指針に基づき、地方衛生研究所等において、全例に対して核酸増幅法検査による確定検査を行うとともに、検査の結果、麻疹ウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において麻疹ウイルスのゲノム配列の解析を実施し国に報告する又は国立健康危機管理研究機構に検体を送付すること。
- 4 麻疹の臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時には、早期探知による対応等のために、以下の連絡先に、当該事例の感染症サーベイランスシステム報告 ID を送付すること。感染症サーベイランスシステム報告 ID が未付与又は不明の場合は、届出保健所、年齢、性別、麻疹含有ワクチン接種歴、症状、現時点での検査状況と結果を送付すること。（メールの件名に「麻疹」と記載して厚生労働省と国立健康危機管理研究機構の両方に送付すること）
- 5 患者の行動歴等から広域にわたる麻疹事例の発生が危惧される又は実際に発生がみられる時には、国や自治体間の連携が非常に重要となることから、そのような事案の発生時においては国立健康危機管理研究機構への疫学調査支援の要請を積極的に検討すること。

### 【4、5の連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL: 03-3595-2257 (特定感染症係) Email: [SARSOPC@mhlw.go.jp](mailto:SARSOPC@mhlw.go.jp)

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 応用疫学研究センター

TEL: [03-5285-1111](tel:03-5285-1111) (2583) Email: [outbreak@nih.go.jp](mailto:outbreak@nih.go.jp)

6 積極的疫学調査の結果、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合には、感染症法第 15 条第 14 項の規定に基づき、当該調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報すること。

7 麻しんの予防接種は麻しんの感染予防法として最も有効な手段であるところ、令和 6 年度の接種実績（※）は、自治体によっては、特定感染症予防指針に定める接種率目標（95%）を下回っている。このため、各自治体におかれては、接種率目標（95%）に到達するよう、引き続き、積極的な接種勧奨に取り組むこと。

また、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの定期接種の確実な実施に係る対応について、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について」（令和 7 年 10 月 3 日付け感感発 1003 第 1 号・感予発 1003 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・予防接種課長連名通知）等において示しているため、参考にすること。

（※）麻しん風しん予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html>

## 第二 医療機関における対応

1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。

2 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第 12 条の規定に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。

3 診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。

（※）血清 IgM 抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法第 15 条の規定に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求められることがある。

- 4 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2回以上の接種）を確認していることが望ましい。
- 5 麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること。

### 第三 海外渡航者への注意喚起

海外渡航の予定がある者に対して、次の2点について注意喚起を行うこと。

#### 1 海外渡航前の注意事項

- ・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。
- ・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認すること。
- ・ 過去定期接種を実施した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討すること。
- ・ 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討すること。

#### 2 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項

- ・ 渡航後、帰国後2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること。
- ・ 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関を受診すること。また受診時には、医療機関に対して事前に、麻しんの流行がみられる地域に渡航していたことや、麻しんの可能性について伝達すること。
- ・ 医療機関を受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診すること。

### 第四 関係資料

上記の対応等の際し、必要に応じて、下記の関係資料を活用されたい。

- ・ 麻しんに関する特定感染症予防指針 平成19年12月28日（平成28年2月3日一部改正・平成28年4月1日適用、平成31年4月19日一部改正・適用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

- ・ 麻しんについて（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/k](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/k)

[ekkkaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html)

- ・ 麻しんの予防接種に関する啓発チラシ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/keihatsu\\_tool/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/keihatsu_tool/index.html)

- ・ 海外渡航者への麻しんの注意喚起（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001509124.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001509133.pdf>

- ・ 麻しん対策・ガイドラインなど（国立健康危機管理研究機構）

<https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/index.html>

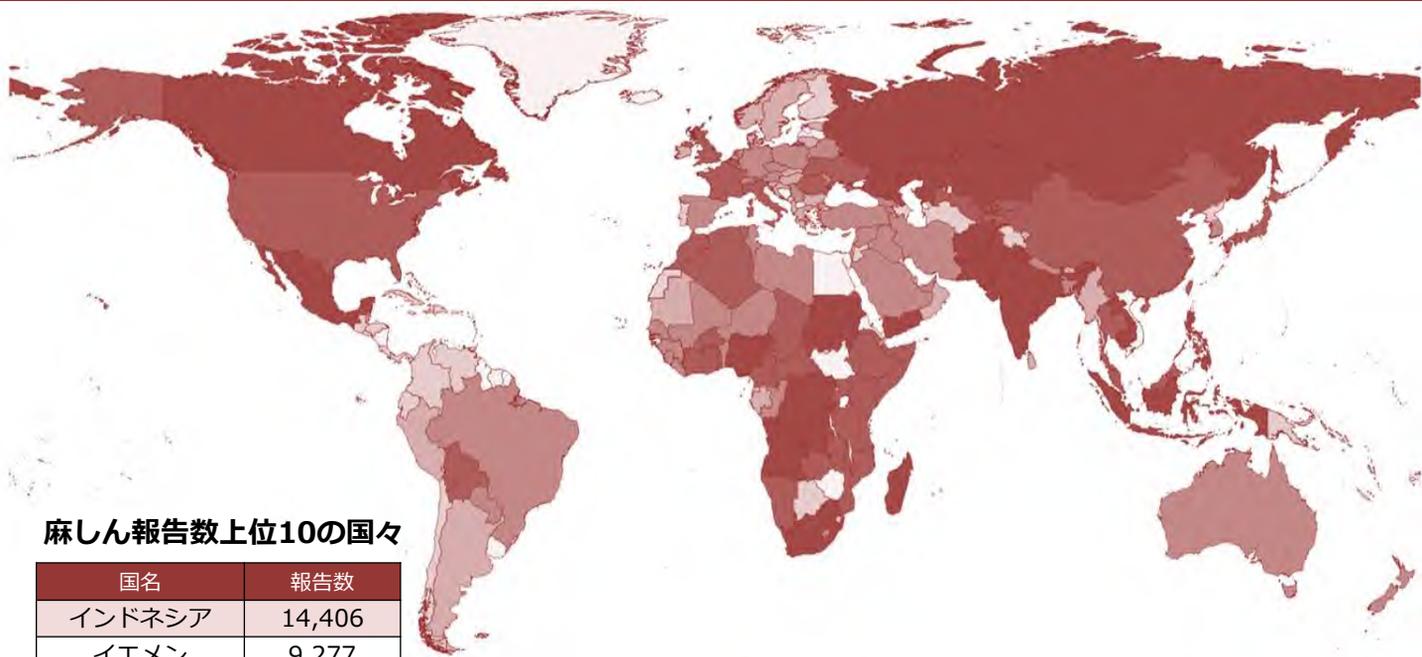
- ・ 麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（令和7年10月3日付け感感発1003第1号・感予発1003第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・予防接種課長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001575094.pdf>

- ・ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について（令和6年12月12日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001352011.pdf>

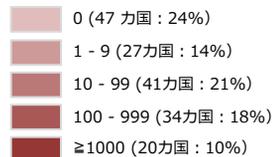
# 「麻疹（はしか）」は 世界で流行している感染症です。



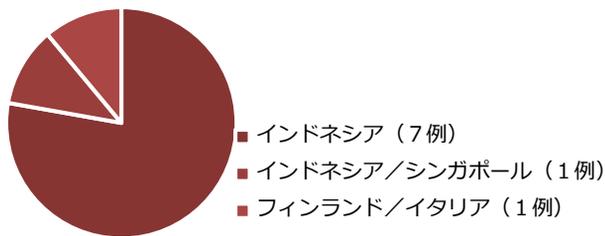
## 麻疹報告数上位10の国々

国名	報告数
インドネシア	14,406
イエメン	9,277
モンゴル	8,483
パキスタン	8,310
インド	8,184
アンゴラ	5,823
ナイジェリア	4,676
メキシコ	3,164
ロシア連邦	2,939
ラオス人民民主共和国	2,859

### 麻疹報告数



## 日本国内で届出された麻疹症例の推定感染地域



WHO(世界保健機関) 麻疹報告数 (2025年6月~2025年11月)

2026年1月現在;一部改変

<https://www.who.int/teams/immunization-vaccines-and-biologicals/immunization-analysis-and-insights/surveillance/monitoring/provisional-monthly-measles-and-rubella-data>

2026年第1週~第5週 (2025年12月29日~2026年2月1日)

## 海外へ行く前に

- 麻疹の予防接種歴を母子手帳などで確認しましょう
- 定期接種を受けていない方は、接種を検討してください

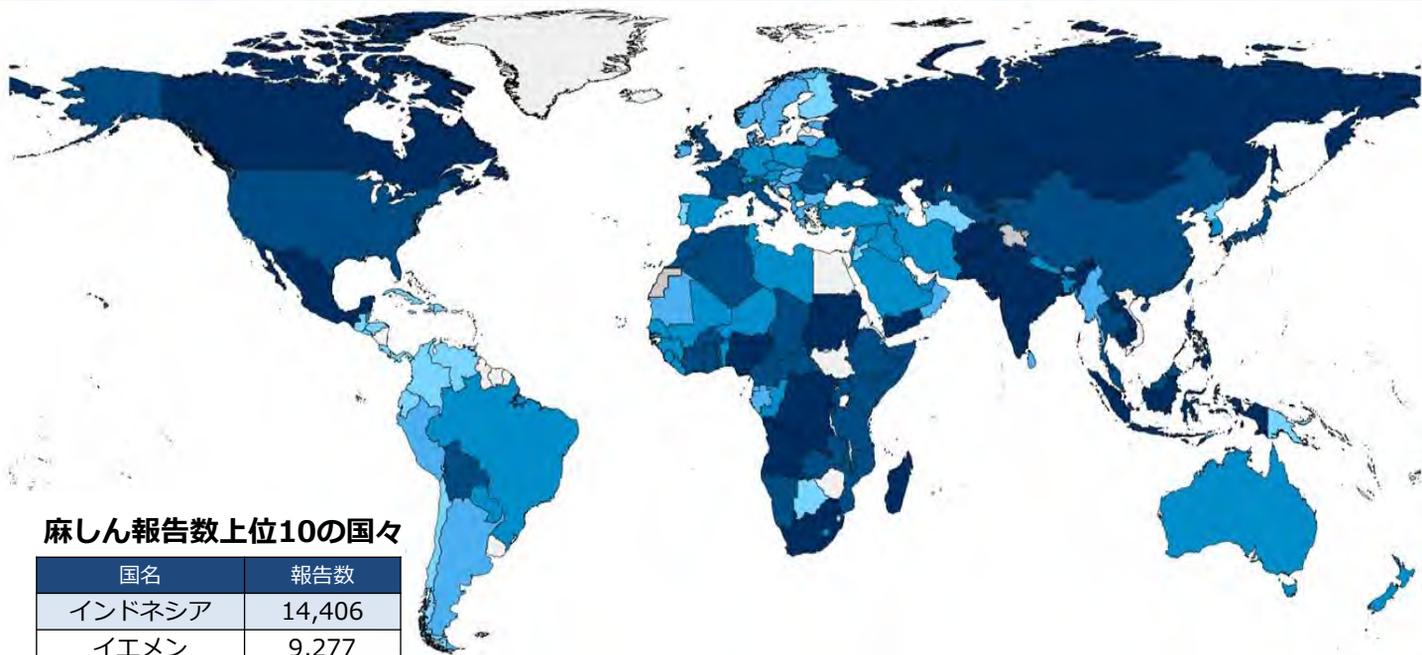
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください



海外から帰国された方へ

帰国後2週間程度は

# 麻疹 発症の可能性を考慮し 健康状態に注意してください。



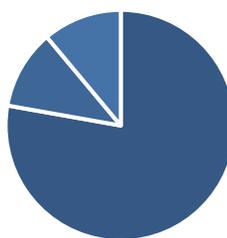
## 麻疹報告数上位10の国々

国名	報告数
インドネシア	14,406
イエメン	9,277
モンゴル	8,483
パキスタン	8,310
インド	8,184
アンゴラ	5,823
ナイジェリア	4,676
メキシコ	3,164
ロシア連邦	2,939
ラオス人民民主共和国	2,859

### 麻疹報告数



## 日本国内で届出された麻疹症例の推定感染地域



- インドネシア (7例)
- インドネシア/シンガポール (1例)
- フィンランド/イタリア (1例)

WHO(世界保健機関) 麻疹報告数 (2025年6月~2025年11月)

2026年1月現在;一部改変

<https://www.who.int/teams/immunization-vaccines-and-biologicals/immunization-analysis-and-insights/surveillance/monitoring/provisional-monthly-measles-and-rubella-data>

2026年第1週~第5週 (2025年12月29日~2026年8月2月1日)

## 帰国後2週間程度は

**高熱や全身の発しん、せき、鼻水、目の充血などの症状に注意しましょう**

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください



厚生労働省



# 横浜市における 麻しん風しん検査診断の実施について

## 1 区福祉保健センターへ電話連絡

※下記の症状・情報から麻しん・風しんを疑うときは

**検体採取・診察を終える前に 必ず**区福祉保健センターにご相談ください

●下記の臨床症状を3つ満たす場合は、届出の対象です。

**麻しん** ①発熱 ②カタル症状（咳嗽・鼻汁・結膜充血等） ③麻しんに特徴的な発疹

**風しん** ①発疹 ②発熱 ③リンパ節腫脹

●患者情報（聞き取り内容）の確認をお願いいたします

- ・年齢や性別、妊娠の有無、症状経過、海外渡航歴や流行地域への渡航
- ・感染源となった人、接触者、予防接種歴（回数・時期・ワクチンの種類）

●3症状を満たさないが、患者情報等から強く疑われる場合

- ・1つ以上を満たし修飾麻しんを疑う場合は、行政検査が実施できるため、区福祉保健センターへ相談ください

## 2 検査の実施

●IgM抗体検査

- ・医療機関にて、実施をお願いいたします

●PCR検査（詳細は裏面参照）市衛生研究所で実施します

- ・行政検査を実施する場合は、3検体の採取・確保をお願いいたします

①咽頭ぬぐい液 ②血液（全血） ③尿

## 3 保健指導

- ・感染可能期間中の外出自粛  
麻しん：発症1日前～解熱後3日 風しん：発疹出現の前後7日間
- ・発生届が出された場合、区福祉保健センターから患者に連絡が入ること

## 4 PCR検査を実施した場合、区福祉保健センターからの検査結果報告後の対応

- ・臨床症状と検査結果を総合的に勘案し、診断をお願いいたします
- ・患者への結果の説明は医療機関からお願いいたします
- ・総合的状況を踏まえ、麻しん・風しんでの届出基準を満たさない場合は、発生届の取下げをお願いいたします

各区の福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係 TEL（市外局番：045）

青葉	978-2438	旭	954-6146	泉	800-2445	磯子	750-2445	神奈川	411-7138	金沢	788-7840
港南	847-8438	港北	540-2362	栄	894-6964	瀬谷	367-5744	都筑	948-2350	鶴見	510-1832
戸塚	866-8426	中	224-8332	西	320-8439	保土ヶ谷	334-6345	緑	930-2357	南	341-1185

休日夜間等、時間外の連絡先：感染症・食中毒緊急通報ダイヤル（045-664-7293）

# PCR検査検体を採取していただく際のお願い(注意事項)

## 1 検体を採取していただく際のご留意事項

### 咽頭ぬぐい液

- ・採取した綿棒を**空の滅菌スピッツ**にそのまま入れてください。
- ・綿棒の柄の部分折りスピッツの蓋をしっかりと閉めてください。
- ・乾燥しないように、スピッツの蓋の周囲をテープなどで巻いてください。

注1) 培地入りスピッツを使用する際は、**ウイルス検査用スピッツ**に入れ、**細菌検査用スピッツ**には入れないでください。  
スピッツは長さ13cm以内のものを使用してください。

柄を折りたたみ、  
培地の中に入れる



### 血液

- ・**抗凝固剤（EDTA又はクエン酸）入り**の採血管に**全血（2mL以上）**採取してください。

注2) ヘパリン入り採血管は使用しないでください。

注3) 血清分離剤入りの採血管は**使用しない**でください。

※ 麻しん・風しんの検査診断にあたっては、血清学的診断も重要となります。

お手数ですが、貴院からIgM抗体検査を民間検査機関等に依頼いただき、結果が判明しましたら区福祉保健センターに情報提供をお願いいたします。  
(横浜市衛生研究所では、PCR検査のみの実施となります)

EDTA又は  
クエン酸入り



### 尿

- ・貴院所有の滅菌スピッツ（長さ13cm以内）に、**10～15ml程度**採取してください。

検体が漏れ出ないように、  
スクリュウキャップ容器を使用



## 2 検体の受領について

- ・回収に伺うまで、検体は**冷蔵（4℃）**で保存をお願いいたします。
- ・検体を採取したら、区福祉保健センターに御連絡をお願いいたします。

## 3 その他

- ・大変申し訳ありませんが、スピッツや綿棒などは御提供ください。

## 感染症発生届 届出先（連絡先）一覧

各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

福祉保健 センター	FAX番号	【電話番号1】 開庁時間 (平日8:45~17:00)	【電話番号2*】 平日17:00~翌8:45 土日・祝日の終日 12/29~1/3の終日
鶴見区	510-1792	510-1832	横浜市感染症・食中毒 緊急通報ダイヤル 664-7293
神奈川区	316-7877	411-7138	
西区	324-3703	320-8439	
中区	224-8157	224-8332	
南区	341-1189	341-1185	
港南区	846-5981	847-8438	
保土ヶ谷区	333-6309	334-6345	
旭区	953-7713	954-6146	
磯子区	750-2547	750-2445	
金沢区	784-4600	788-7840	
港北区	540-2368	540-2362	
緑区	930-2355	930-2357	
青葉区	978-2419	978-2438	
都筑区	948-2354	948-2350	
戸塚区	865-3963	866-8426	
栄区	895-1759	894-6964	
泉区	800-2516	800-2445	
瀬谷区	365-5718	367-5744	

\*コールセンターで承り、担当職員に連絡いたします。